

平成31年度 建設工事の入札・契約等の方針

雲仙市の入札制度については、「透明性の高い、公正で適正な、市民から信頼される入札制度」の構築に向け、改革を進めています。これからも「市内建設業の育成」、「適正な条件設定のもとでの競争性・公平性の確保」を基本原則としつつ、雇用確保・拡大に寄与できる制度となるよう、社会情勢に即応した改革を進めていきます。

1. 一般競争入札の対象工事の拡大について（改正）

指名競争入札の不調・不落対策として、一般競争入札の対象工事を拡大し、設計金額が130万円を超える災害復旧工事は、原則一般競争入札により執行するよう改正します。（平成31年4月1日以降に起工した工事に適用します。）

2. 工事費内訳書取扱要領について（改正）

1の一般競争入札の対象工事の拡大に伴い、設計金額が130万円を超え500万円未満の一般競争入札による災害復旧工事にあつては、内訳書の様式及び記載内容はこれまでの指名競争入札と同様な取扱いとします。

また、落札候補者の競争参加資格の審査申請書類の提出については、簡素化を図ります。

3. 市内営業所（本社を除く）に係る入札参加条件について（方針）

※平成30年度と変更なし

市内本社への発注を基本としながら、雇用面で市に貢献のある市内営業所について、一定の制限のもとでの入札参加の条件設定を継続で試行します。

【基本方針】

市内本社への発注を基本とします。

ただし、競争性確保の観点から、市内営業所（本社を除く）、市外の営業所へと拡大する。なおその際、市民の常勤雇用従業員数等を考慮します。

当該年度中に公告する制限付一般競争入札において、建築一式工事を除く全ての工種の入札のうち2件まで入札に参加できる条件とします。

ただし、1件目の入札において落札をした者は、当該年度中は他の入札に参加できないものとし、同日に開札を行う入札に、2件の入札参加はできないものとします。（同日開札日の入札に1件の入札参加とします。）

共同企業体を対象とした大規模な工事等の入札においては、本方針によらず工事ごとに定めます。

4. 雲仙市優秀工事表彰要綱について（改正）

現行制度の目的である「適正な施工の確保と技術力の向上」に加え、表彰制度を通じて「良質な社会資本を確保し、広く市民に公共事業及び建設業の社会的役割について知らせ、理解を深めてもらう」ことを明示することにより、建設業等の社会的役割についてのアピールの場として市民に広く周知し理解を深めてもらうよう改正します。

また、優秀な工事について表彰する制度であるため、連続表彰も可能となるよう改正します。

5. 雲仙市建設工事請負業者選定基準について（改正）

主観的事項の審査項目に優秀工事表彰の項目を加え、雲仙市優秀工事表彰を受けた業者については、表彰を受けた工事と同一工種について 30 点加点するよう改正します。

6. 工事提出書類等（完成図書）作成要領について（新規）

建設工事の完成図書として提出・提示する書類を統一し、作成事務の効率化を図ることを目的として、工事提出書類等（完成図書）の作成要領を市ホームページへ掲載します。

7. 建設工事における社会保険等未加入対策の指導強化について（継続）

法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保等の観点から、社会保険等の未加入である建設業許可者等が、下請負人にならないよう指導を強化していきます。

8. 適用時期について

平成 31 年 4 月 1 日から適用します。